

募集要項に関する質問への回答

No	タイトル	記載箇所						質問	回答
		頁	数	数	(数)	記	数		
1	運営権者の責任範囲と既存施設の瑕疵（契約不適合）の扱い	20	4	3				募集要項第4.3（リスク分担）において、契約不適合や不可抗力に関する考え方が示されていますが、 （１）募集要項等および現契約期間中の資料に基づき合理的に予測できなかった既存国有施設の重大な瑕疵（構造上の欠陥、安全上の重大な欠陥等）が事業開始後に判明した場合、当該瑕疵の是正費用負担およびスケジュール遅延リスクは、原則としてどちらが負担するのか、基本的な考え方をご教示ください。 （２）「募集要項等及び実施契約締結前に運営権者が知り得た情報から合理的に予測できないもの」とは、具体的にどのような情報水準を想定されていますか。例として、①現行図面・台帳で把握困難な隠れた瑕疵、②最新の健全度調査結果にも現れていない損傷、などは該当しますでしょうか。 （３）契約不適合に該当すると四国地方整備局が判断した場合の補償・協議手続（申請の窓口、資料、期間等）の標準的な運用イメージがあればご教示ください。	(1)実施契約書（案）第23条を参照ください。 (2)募集要項や守秘義務対象資料等の開示資料や公募プロセスにおいて知り得る情報を想定しており、これらから合理的に予測し得ない瑕疵や損傷は契約不適合に該当し得ます。 (3)実施契約書（案）第14条に定める調査職員を通じて協議してください。必要な資料・期間等は、個別具体の状況によります。
2	不可抗力・異常気象の判断基準と補償範囲	20	4	3				募集要項第4.3において、不可抗力の定義や不可抗力による解除・終了等について記載がありますが、 （１）異常気象・自然災害について「通常又は定期的に発生するものよりも過酷」「重大な損害」という表現があります。この『過酷』『重大な損害』を判断する際の、代表的な定量・定性基準（例：気象庁の統計における発生頻度、被害額の規模等）があればご教示ください。また、それらの判断基準を実施契約書（案）に明記いただくことは可能でしょうか。 （２）不可抗力に該当すると判断された場合に、運営権者の復旧費用・事業継続費用のうち、どの範囲を国が負担することを想定されていますか。 （３）不可抗力事案の発生から、不可抗力認定・補償範囲確定までの手続（申請主体、提出資料、審査期間等）の標準的な運用イメージをご教示ください。	(1)不可抗力の判定基準は、当局と運営権者が協議してこれを定めることとし、原契約書（案）を修正します。 (2)運営権者に発生した増加費用及び損害（逸失利益その他特別損害を除く。）については、実施契約書（案）第39条のとおり、不可抗力により運営準備業務及び運営権に基づく業務に関して運営権者に発生した合理的な増加費用及び損害（逸失利益その他特別損害を除く。）に限り、当局の負担対象となり得ます。 (3)実施契約書（案）第39条を参照してください。

No	タイトル	記載箇所						質問	回答
		頁	数	数	(数)	記	数		
3	特定法令等変更の補償範囲と算定方法	16	4	3	3			募集要項第4.3（法令等の変更・特定法令等変更）において、『運営権者にのみ適用される法令等の変更』等を特定法令等変更と定義し、損失補償を行う旨の記載がありますが、 （１）特定法令等変更に該当する・しないの判断を行う際の運用基準、貴局として想定されている代表的な事例（条文レベルでなくとも構いません）を、差し支えない範囲でご教示ください。 （２）特定法令等変更により生じた損失の補償額の算定にあたり、どのような考え方（例：追加投資額の全額補填、追加運営コストの一定割合補填、NPVへの影響等）を基本として想定されていますか。また、補償の範囲や具体的な算定方法について、詳細をご教示ください。 （３）特定法令等変更に該当するか否か、補償額をどう決定するかについて、第三者（例えば金融機関等）の意見を聴取する手続を設けることは想定されていますでしょうか。	(1)特定法令等変更の該当判断は、実施契約書（案）別紙1の定義に基づき行います。事前に想定している事例はありません。 (2)特定法令等変更により生じた増加費用又は損失額の算定に当たっては、運営権者が当該事由により生じた増加費用又は損失を立証する必要があります。なお、特定法令等変更に起因する契約解除に係る損失補償について、その詳細な補償範囲及び算定方法は当局と運営権者が協議により定めることとします。 (3)実施契約書（案）第92条に定める協議や調整会議による手続を想定しています。
4	改善要求・減額措置と契約解除の関係 （ダブルペナルティ回避）	21	4	4				募集要項第4.4（適切な業務の確保）および第6（契約の解除又は終了に伴う措置）において、モニタリング結果に基づく改善要求・減額措置や、構成員変更要求、契約解除等が規定されていますが、 （１）同一の不適事項に対して、サービス対価の減額と契約解除（または違約金）の双方が適用される場合の考え方（重複適用の有無・範囲）をご教示ください。 （２）「改善要求→再改善要求→構成員変更要求→契約解除」という段階的措置が規定されていますが、通常想定される標準的な運用フロー（例：一定期間内に何度まで改善要求を行うことを想定しているか等）があればお示しください。 （３）軽微な不適事項（利用者満足への影響が限定的な事項等）について、減額や解除の対象外とするような運用基準を設ける予定はありますか。	(1)不適事項に対する改善要求措置等は、実施契約書（案）別紙3において定めており、同一の不適事項に対して改善がなされない場合は、減額や契約解除等の措置が段階的に課されることがあり得ます。 (2)個別具体の事象によりますが、実施契約書（案）別紙3 第6.2.において、運営権者は、改善要求を受けた場合、対応期限記載した改善計画書を提出することとしており、当該対応期限に応じた措置を想定しています。 (3)実施契約書（案）別紙3 第7.1.(2)において不適事項レベル一覧表は、運営権者が業務実施計画と対応して作成することとしています。当局は、「要求水準に基づく適正な業務の履行状況を確認できるものとなっているか」という判断基準で当該一覧表を承認します。
5	公園協議会の具体的な設置時期、構成員、役割、権限について	26	8					雑則として「公園協議会を設置する予定である」と記載がございましたが、この協議会の具体的な設置時期、構成員、運営方法、および役割と権限について、詳細を確認させていただきますでしょうか。また、「関係行政機関等」の具体的な範囲についても、ご教示ください。	公園協議会の詳細は、優先交渉権者選定後に、当局と優先交渉権者の協議を経て具体化することを想定しています。現時点の想定は、守秘義務対象資料【参考資料15】を参照してください。